

## 平成 29 年度決算をベースとした当市における児童（保護者）の負担金額

<b>児童クラブ運営に係る経費</b> (職員給与、嘱託職員報酬、減価償却費等を除く)	<b>192,780,915 円</b>
--	----------------------

× 1/2

÷ 延べ児童数 (12 か月分)



**児童 1 人あたりの負担金額 5,700 円**

### 【参考】近隣市の状況

平成 30 年 4 月 1 日時点

	児童クラブ費	減額制度	免除制度	その他
東村山市	5,500 円	2 人目以降は 3,500 円	生活保護世帯・中国残留邦人等、住民税非課税世帯、就学援助世帯	H13 年度から 5,500 円
小平市	5,500 円	住民税均等割・就学援助受給・ひとり親医療費助成世帯及び同一世帯で 2 人以上入所は 2 人目から半額	生活保護世帯、住民税非課税世帯、みなし寡婦	H13 年度から 5,500 円
東久留米市	6,600 円	同一世帯で 2 人以上入所の家庭は兄弟減免あり (第 2 子 3,300 円、第 3 子以降免除) 市民税均等割のみの家庭は減額(第 1 子 2,200 円、第 2 子 1,100 円、第 3 子以降免除)	生活保護世帯、住民税非課税世帯	H28 年度から 6,600 円
清瀬市	5,000 円	同一世帯 2 人目以降は 4 割減額 ひとり親世帯 1 人につき 4 割の減額	生活保護世帯、住民税非課税世帯	H11 年度から 5,000 円
西東京市	7,000 円	2 人目以降は半額	生活保護世帯、住民税非課税世帯、就学援助世帯、寡婦控除をみなし適用して市民税非課税と算定できる世帯、中国残留邦人等	H28 年度から 7,000 円
東大和市	6,000 円	2 人目以降は 3,500 円	生活保護世帯、生活困窮世帯、住民税非課税世帯	H11 年度から 6,000 円